

議案第110号

さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) [略]	(1) <u>水道水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例（昭和32年埼玉県条例第2号）第2条に規定する自家用水道から供給される水をいう。</u>
(2) [略]	(2) [略]
(3) [略]	(3) [略]
(4) [略]	(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
(6) [略]	(6) [略]
(7) [略]	(7) [略]
(8) [略]	(8) [略]
(9) <u>飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。</u>	(9) [略]
(衛生等の措置の基準)	(衛生等の措置の基準)

第5条 法第4条第2項の規定により定める換気の措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 換気のために設けられた窓等は、適宜開放すること。

(2) [略]

2 法第4条第2項の規定により定める採光及び照明の措置の基準は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとすること。

3 [略]

4 法第4条第2項の規定により定める清潔を保持するための措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 客室

ア 客室は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

イ・ウ [略]

(2) [略]

(3) 入浴設備

ア [略]

イ 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ウ～ス [略]

(4) 洗面所

ア [略]

イ 洗面に供する水は、飲料水であること。

(5)・(6) [略]

5 法第4条第2項の規定により定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては3.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業にあつては1.5平方メートルにつき1人を基準とする。

(構造設備の基準)

第8条

第5条 法第4条第2項の規定により定める換気の措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第4条第2項の規定により定める換気のために設けられた窓等は、適宜開放すること。

(2) [略]

2 法第4条第2項の規定により定める採光及び照明の措置の基準は、次の各号に掲げる施設の床面（畳等にあつては、その面）における照度が当該各号に定めるとおりとする。

(1) 客室、広間、ロビー、食堂及びフロント又は玄関帳場その他これらに類する設備を有する場所 30ルクス以上

(2) 浴室及び洗面所 20ルクス以上

(3) 廊下、便所、階段及び避難階段 10ルクス以上（深夜においては、3ルクス以上）

3 [略]

4 法第4条第2項の規定により定める清潔を保持するための措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 客室

ア 客室は、毎日1回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。

イ・ウ [略]

(2) [略]

(3) 入浴設備

ア [略]

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ウ～ス [略]

(4) 洗面所

ア [略]

イ 洗面に供する水は、飲用に適する水であること。

(5)・(6) [略]

5 法第4条第2項の規定により定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては3.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業にあつては1.5平方メートルにつき1人を基準とする。

(構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調

は、善良な風俗を害することがないよう周辺の環境と調和するものであること。

(2) 和式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

イ 寝具を収納するのに十分な広さの押し入れがあること。ただし、他の場所に寝具を収納するための部屋等が別にある場合は、この限りでない。

(3) 動力により振動し、又は回転する寝台、横臥^がしている人の姿態を映すための鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。

(4) フロント又は玄関帳場その他これらに類する設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。

イ 自動車等を利用する宿泊者が降車しないで宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室のかぎの授受その他の宿泊に関する手続（以下「宿泊手続」という。）を行うことができる場所に設けられていないこと。

ウ 幅0.3メートル以上かつ長さ1.5メートル以上の受付台が宿泊者との面接に適する高さに設けられていること。

エ 受付台の上方にはめ込まれ、かつ、開閉できない窓が設けられていない等宿泊者と直接面接することを妨げることができる構造又は設備を有しないこと。

オ 本来の機能を失わせる附帯設備が設けられていないこと。

(5) 料金等の受渡しを行うための気送管路を用いた装置（以下「エアシュート」という。）、中央管理方式の自動施錠装置、小窓その他の宿泊者が営業者又はその従業員と直接面接しないで宿泊手続ができる構造又は設備が設けられていないこと。

(6) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 共同用の浴室及びシャワー室は、男子用及び女子用の区分があること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質は、規則で定める

基準に適合していること。

ウ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

エ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(7) 循環ろ過器の1時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(8) 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(9) 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(10) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫^{まつ}の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(11) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

カ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

(7) 適当な数の便所を有すること。

(8) 便所には、流水式手洗い設備があり、当該設備には、消毒液等を入れる専用の容器等があること。

(9) 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

ア 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

イ アに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体

旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 動力により振動し、又は回転する寝台、横臥している人の姿態を映すための鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。

(3) フロント又は玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

ア [略]

イ 自動車等を利用する宿泊者が降車しないで宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続（以下「宿泊手続」という。）を行うことができる場所に設けられていないこと。

ウ 事務をとるのに適した広さを有すること。

エ・オ [略]

(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水质は、規則で定める基準に適合していること。

イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場

エ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

2 令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 和式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りその他これに類するものであること。

イ 寝具を収納するのに十分な広さの押し入れがあること。ただし、他の場所に寝具を収納するための部屋等が別にある場合は、この限りでない。

(3) 動力により振動し、又は回転する寝台、特定用途鏡で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。

(4) フロント又は玄関帳場その他これらに類する設備は、次の要件を満たすものであること。

ア [略]

イ 自動車等を利用する宿泊者が降車しないで宿泊手続を行うことができる場所に設けられていないこと。

ウ 幅0.3メートル以上かつ長さ1.5メートル以上の受付台が宿泊者との面接に適する高さに設けられていること。

エ・オ [略]

(5) エアシュート、中央管理方式の自動施錠装置、小窓その他の宿泊者が営業者又はその従業員と直接面接しないで宿泊手続ができる構造又は設備が設けられていないこと。

(6) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水质は、規則で定める基準に適合していること。

イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場

合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(7)～(9) [略]

(2) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(3) [略]

エ・オ [略]

(5) [略]

(6) 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

ア・イ [略]

ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体

エ [略]

2 令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) フロント又は玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 事務をとるのに適した広さを有していること。

エ・オ [略]

(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(5) [略]

合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(7)～(9) [略]

(2) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(3) [略]

エ・オ [略]

(7) [略]

(8) 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

ア・イ [略]

ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体

エ [略]

3 令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 階層式寝台は、2層までであること。

(3) 階層式寝台を有する1客室の床面積は、3.3平方メートル以上であること。

(4) 階層式寝台を有しない1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(5) [略]

(6) フロント又は玄関帳場その他これらに類する設備は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 幅0.3メートル以上かつ長さ1.5メートル以上の受付台が宿泊者との面接に適する高さに設けられていること。

エ・オ [略]

(7) エアシャート、中央管理方式の自動施錠装置、小窓その他の宿泊者が営業者又はその従業員と直接面接しないで宿泊手続きができる構造又は設備が設けられていないこと。

(8) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(9) [略]

(6) [略]

3 令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(2) [略]

(適用除外)

第9条 前条第1項第2号及び第6号並びに同条第2項第2号及び第6号の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により商業地域として定められている地域（次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域を除く。）内に存する旅館業の施設

ア [略]

イ 図書館法第2条第1項に規定する図書館

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

エ・オ [略]

(2) [略]

(10) [略]

4 令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(2) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りその他これに類するものであること。

(3) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(4) [略]

(適用除外)

第9条 前条第1項第3号及び第9号、同条第2項第3号及び第8号並びに同条第3項第5号及び第10号の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により商業地域として定められている地域（次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域を除く。）内に存する旅館業の施設

ア [略]

イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）

エ・オ [略]

(2) [略]

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。